

○総務省訓令第60号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月23日

総務大臣 林 芳正

(下線の部分は改正部分)

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表2（第3条関係） 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項			別表2 [同左] [同左]		
無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項	無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
公共業務用	[略]	[略]	公共業務用	[同左]	[同左]
	11 国又は地方公共団体が、安全運転支援に関する通信を行うために開設するものであること。	安全運転支援に関する事項		11 警察庁が、安全運転支援に関する通信を行うために開設するものであること。	安全運転支援に関する事項
	[略]	[略]		[同左]	[同左]
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
一般業務用	[略]	[略]	一般業務用	[同左]	[同左]
	145-3 事業者等が、安全運転支援に関する通信を行うために開設するものであること。	安全運転支援に関する事項		[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
[注 略] [別表3 略] [別紙1 略]			[注 同左] [別表3 同左] [別紙1 同左]		
別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準			別紙2 [同左] [第1 同左] 第2 陸上関係 [1 略] 2 公共業務用無線局 [(1) ~ (19) 略] (20) 削除		
			[第1 同左] 第2 [同左] [1 同左] 2 公共業務用無線局 [(1) ~ (19) 同左] (20) <u>公共業務用(通信事項が安全運転支援に関する事項の無線局の場合に限る。)</u> <u>通信事項が安全運転支援に関する事項の基地局の審査は、次の基準により行う。</u> ア 申請者		

	<p>〔(21)・(22) 略〕</p> <p>3 その他的一般無線局</p> <p>〔(1)～(21) 略〕</p> <p>(22) <u>公共業務用又は一般業務用(通信事項が安全運転支援に関する事項の無線局の場合に限る。)</u></p> <p>通信事項が安全運転支援に関する事項の基地局の審査は、次の基準により行う。</p> <p>ア 申請者</p> <p>申請者は、国、地方公共団体又は事業者等であること。</p> <p>イ 通信の相手方</p> <p>通信の相手方は、通信事項が安全運転支援に関する事項の陸上移動局であること。</p> <p>ウ 通信事項</p> <p>通信事項は、安全運転支援に関する事項であること。</p> <p>エ 他の無線局との干渉調整等</p> <p>同一又は隣接する周波数帯を使用する他の無線局に混信の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置(当該他の無線局の免許人等との調整を含む。)を講ずるものであること。</p> <p>オ 設置場所</p> <p>設置場所は、地上デジタル放送の受信に支障を来さないよう、十分配慮されていること。</p>	<p>申請者は、警察庁であること。</p> <p>イ 通信の相手方</p> <p>通信の相手方は、通信事項が安全運転支援に関する事項の陸上移動局であること。</p> <p>ウ 通信事項</p> <p>通信事項は、安全運転支援に関する事項であること。</p> <p>エ 他の無線局との干渉調整等</p> <p>隣接する周波数帯を使用する他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置(当該他の無線局の免許人等との調整を含む。)を講ずるものであること。</p> <p>オ 設置場所</p> <p>設置場所は、地上デジタル放送の受信に支障を来さないよう、十分配慮されていること。</p>
3	<p>〔(21)・(22) 同左〕</p> <p>〔(1)～(21) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>〔4 同左〕</p> <p>〔第3～第5 同左〕</p> <p>〔別紙3 同左〕</p>

附 則

この訓令は、令和7年12月23日から施行する。